



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 東京産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 里見 利夫  
コード番号 8070 東証第一部  
問合わせ先 執行役員管理本部長 堀 哲雄  
(TEL 03-5203-7690)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 107 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、平成 29 年 1 月 30 日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 107 回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、経営の意思決定および執行の更なる迅速化が図れる体制とするため、取締役会の業務執行決定権限の取締役への委任に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間においても責任限定契約の締結を可能とするため、また、取締役会決議によって取締役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができるよう所要の変更を行うものであります。なお、本変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、条文の新設、変更および削除に伴う条数の整備、字句の修正、規定内容を明確にすること等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日（木曜日）  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

〔変更の内容〕

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業及びこれに関連する事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の品目に係る国内販売及び輸出入並びにその業務代行</p> <p>(1) 船舶 航空機 車輛</p> <p>(2) 機械器具</p> <p>(3) 金属資材及び製品 土木建築資材 木製品 燃料及び礦油、油脂 肥料 薬品 繊維製品 紙類 食糧品 日用品 雑貨</p> <p>2. 船舶、航空機、車輛、機械器具類の賃貸借及び管理業</p> <p>3. 工事請負、建築物の設計及び監理業</p> <p>4. 発電事業及び電気、蒸気並びにその他エネルギーの供給に関する事業</p> <p>5. 古物売買業</p> <p>6. 陸上及び海上運送業務並びにその代理業</p> <p>7. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>8. 自社不動産の賃貸及び管理業</p> <p>9. 工業所有権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウエアの取得、企画開発及び販売業</p> <p>10. 医療用具の販売及び賃貸業</p> <p>11. 産業廃棄物の収集、運搬及び処分業</p> <p>12. 温室効果ガス排出権売買取引の仲介</p> <p>13. 建物及び車輛内外の保守管理清掃業務</p> <p>14. 前記各号に関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業<u>および</u>これに関連する事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の品目に係る国内販売<u>および</u>輸出入<u>なら</u>びにその業務代行</p> <p>(1) 船舶 航空機 車輛</p> <p>(2) 機械器具</p> <p>(3) 金属資材<u>および</u>製品 土木建築資材 木製品 燃料<u>および</u>礦油、油脂 肥料 薬品 繊維製品 紙類 食糧品 日用品 雑貨</p> <p>2. 船舶、航空機、車輛、機械器具類の賃貸借<u>および</u>管理業</p> <p>3. 工事請負、建築物の設計<u>および</u>監理業</p> <p>4. 発電事業<u>および</u>電気、蒸気<u>なら</u>びにその他エネルギーの供給に関する事業</p> <p>5. 古物売買業</p> <p>6. 陸上<u>および</u>海上運送業務<u>なら</u>びにその代理業</p> <p>7. 損害保険代理業<u>および</u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>8. 自社不動産の賃貸<u>および</u>管理業</p> <p>9. 工業所有権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウエアの取得、企画開発<u>および</u>販売業</p> <p>10. 医療用具の販売<u>および</u>賃貸業</p> <p>11. 産業廃棄物の収集、運搬<u>および</u>処分業</p> <p>12. 温室効果ガス排出権売買取引の仲介</p> <p>13. 建物<u>および</u>車輛内外の保守管理清掃業務</p> <p>14. 前記各号に関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に</p>

現 行 定 款	変 更 案
掲載して行なう。	掲載して行う。
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 7 条 (条文省略)	第 6 条～第 7 条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利	1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利	2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利	4. 次条に定める請求をする権利
第 9 条 (条文省略)	第 9 条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。	②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
(基準日)	(基準日)
第12条 当会社は毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第12条 当会社は毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② (条文省略)	② (現行どおり)
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第14条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
(議長)	(議長)
第15条 (条文省略)	第15条 (現行どおり)
②取締役社長差支えあるときは取締役会におい	②取締役社長差支えあるときは取締役会におい

現 行 定 款	変 更 案
<p>て<u>予</u>め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令<u>又</u>は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行<u>な</u>う。</p> <p>②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行<u>な</u>う。</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については、その経過の要領<u>及</u>び結果、その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役<u>及</u>び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行<u>な</u>う。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>て<u>あ</u>らかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令<u>また</u>は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行<u>う</u>。</p> <p>②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行<u>う</u>。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については、その経過の要領<u>およ</u>び結果、その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役<u>およ</u>び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>②<u>当社の監査等委員である</u>取締役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行<u>う</u>。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③<u>任期満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 (条文省略)</p> <p>②取締役会はその決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第26条 取締役会は取締役会長が招集し議長となる。 ②取締役会長差支えあるとき又は欠員のときは取締役社長これに代り、取締役社長差支えあるときは取締役会で<u>予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(取締役会の招集手続) 第27条 取締役会の招集通知は各取締役及び各<u>監査役</u>に対して、会日の3日前までに発する。 ②取締役会は取締役及び<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。 ②当会社は取締役会の決議事項について取締役(当該決議について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつ</p>	<p><u>取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力) <u>第23条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会はその決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定する。</p> <p>③取締役会はその決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>取締役会長が招集し議長となる。 ②取締役会長差支えあるとき<u>または</u>欠員のときは取締役社長これに代り、取締役社長差支えあるときは取締役会で<u>あらかじめ</u>定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集通知は各取締役に對して、会日の3日前までに発する。<u>ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。</u> ②取締役会は取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。 ②当会社は取締役会の決議事項について取締役(当該決議について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があ</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>第38条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>第41条 (条文省略) (剰余金の配当)</p>	<p>第38条 (現行どおり) (剰余金の配当)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第42条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 第107回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</p> <p>(附則の削除日)</p> <p>第2条 前条および本条は、平成39年6月28日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以 上